

地域警察官による「とんとんパトロール」活動の 推進要領の制定について

(昭和63年8月24日岩外勤発第452号警察本部長)

〔沿革〕 平成7年2月岩生安発第34号、岩警務発第22号改正

各 所 属 長

急速に進展している長寿社会を踏えて「岩手県警察長寿社会総合対策要綱の制定について」(昭和61年10月30日付け岩防犯発第106号、岩警務発第63号、岩刑事発第76号、岩警備発第89号、岩交通発第85号)に基づき長寿社会における警察上の諸問題について総合的な推進を図っているところであるが、これらの諸対策を具体的に推進していく上で、地域警察の果たす役割は極めて大きい。

このため別添「地域警察官によるとんとんパトロール活動の推進要領」を定め、地域警察官による高齢者に対する保護活動等の効果的推進を図ることとしたので、各署においては、実情に即した施策を講じ実効が上がるように努められたい。

別 添

地域警察官による「とんとんパトロール」活動の推進要領

1 趣旨

この要領は、地域警察官がその勤務を通じて管内の高齢者の生活実態、要望・意見等を十分掌握し、それに応じたきめ細かな世話活動その他の保護活動等(以下「とんとんパトロール」活動という。)を推進するため必要な事項を定めるものとする。

2 高齢者の生活実態、要望・意見等の掌握

警ら、巡回連絡等のあらゆる地域警察活動や町内会、老人クラブの役員等関係機関・団体等との連携により、高齢者の次のことを把握すること。

- (1) 居住、生活等の実態
- (2) 要望、意見
- (3) 社会参加活動の可能な高齢者の実態
- (4) 他行政機関が実施している社会参加活動や老人クラブ等の高齢者で組織している団体の結成状況及び活動実態

3 「とんとんパトロール」活動の推進

(1) 訪問による世話活動

高齢者(おおむね65歳以上の者をいう。)については、巡回連絡を通じてこれらの家庭を訪問し、世話活動を行い、高齢者の要望意見等を十分に汲み取り、その悩みや不安感を取り除くとともに、その生活実態等に応じて緊急時における連絡方法の教示、犯罪や事故防止のための指導、その他市町村等関係機関や親族への連絡等の措置を講ずること。

(2) 独居高齢者等に対する訪問活動

高齢者のうち、一人暮らしの高齢者、共に高齢者である夫婦親子、兄弟姉妹、他人同士等の二人暮らしの世帯その他特に保護を行うことが必要と認められる高齢者(以下「独居高齢者等」という。)については、おおむね次の事項を勘案し、要保護性の程度に基づいて、おおむね月1回以上訪問による保護活動を推進すること。

ア 近親者等身寄りの居住地までの距離、所要時間、音信の状況

イ 災害等の発生時における危険回避能力

ウ 健康状態(持病の有無、程度等)

(3) 訪問活動の日

毎月7日、17日を「高齢者家庭訪問の日」として重点活動すること。

(4) 訪問活動時の指導連絡事項

ア 盗難、火災予防

- イ 交通事故の被害防止
- ウ 事件事故発生時の連絡
- エ その他困りごとや要望

(5) 指導連絡実施上の留意事項

- ア 高齢者等に対する予備知識を持つて訪問すること。
- イ 温かみのある言葉や態度で接し、分かりやすく指導、連絡すること。
- ウ 不安や悩みごとに親切に応じ、良い話し相手となるように心掛けること。
- エ 私生活に不当に干渉したり、秘密にわたることを漏らすことのないようにすること。

4 各種街頭活動における保護の推進

高齢者は、一般的に肉体的機能や判断力が低下しているため、屋外等における単独行動の際には、事故、事件に遭遇する危険性が高いことから、交通事故、火災、水難等各種災害事故等の被害防止のため、警ら警戒等のあらゆる街頭活動を通じ、高齢者に対し、現場における介護その他の保護措置や具体的な指導、助言等を行うとともに、保護者、市町村等関係機関、団体等に対し必要な連絡、指導を行うなど、的確な保護を推進すること。

5 困りごと相談等の適切な処理

高齢者等からの困りごと相談や諸願届に対しては、相手の立場を思いやつて親切に対応するとともに、特に何らかの措置を要すると認められる事項については、その内容を署長に報告させること。

署長は、その内容について必要に応じ、他の警察部門やその他関係機関と連携を図り、適切な処理措置を行い、その結果を相談者に通報すること。

6 近隣協力者等の設定による救護

独居高齢者等に係る事故、事件等の緊急事態が発生し又は発生するおそれがある場合に通報、応急の救護措置等が講ぜられるようにするため、必要に応じて自治会役員、民生委員、独居高齢者等の近隣居住者等への協力を依頼することにも配慮すること。

7 社会参加を促進するための基盤づくりの支援

高齢者の年齢、健康状態、生活実態等から社会参加することが望ましい高齢者に対しては、その意思等を勘案して、交番・駐在所連絡協議会の構成員に高齢者の中から適格者を委嘱するなどのほか、他の警察部門や関係機関、団体等連携を密にして、地域における地域安全活動、交通安全活動等の社会奉仕活動、スポーツ・文化活動等の社会参加活動への積極的な参加を促進するための基盤づくりの支援にも配慮すること。

8 広報啓発活動の推進

(1) 高齢者に対する広報啓発活動の推進

高齢者向けの記事を掲載したミニ広報紙の発行に努めるほか、他部門との連携により、高齢者が参加する地域安全、交通教室等の各種会合に地域警察官を積極的に参加させ、身近な犯罪や交通事故等の予防対策、高齢者の地域活動事例等の紹介による各種行事・活動への参加の呼びかけ等を行うなどして高齢者に対する広報啓発活動を推進すること。

(2) 地域住民に対する広報啓発活動の推進

ミニ広報紙等のほか、市町村の広報紙等あらゆる広報媒体を活用し、また、各種会合等にできる限り地域警察官を出席させること等によつて、地域住民が高齢者の保護活動に進んで参加、協力するような地域基盤を醸成するための啓発活動を推進するとともに、警察の推進する高齢者の保護活動等への理解と協力が図られるよう努めること。

9 施策の総合性への配慮

(1) 長寿社会総合対策委員会との関係

署における長寿社会総合対策委員会に地域警察の意見を反映させるとともに、同委員会の方針に沿った活動の推進に努めること。

(2) 地域警察各活動単位の相互の連携

所管区勤務員、警ら用無線自動車等地域警察の各活動単位相互の連携を強化し、警ら用無線自動車勤務員による警ら活動を通じての異常の有無の確認や電話受理した困りごと相談を所管区員へ通報励行等により、地域警察として一体的な活動の推進を図ること。

(3) 他警察部門との連携の確保

他警察部門との連携を強化し、積極的に情報交換を行うほか、他の警察部門に引継ぎ又は他の警察部門と共同で実施する必要がある事項については、関係部門と十分に連絡をとって総合的に推進すること。

(4) 関係機関等との連携

各種施策及び活動の推進に当たっては、市町村等の関係機関のほか、民生委員等高齢者の福祉活動に直接携っている関係者や老人クラブ、婦人会、青年会等の関係団体と必要により連絡会を開催する等により意見交換を行う等連携を密にし、施策等の効果的な推進に努めること。

10 活動の管理

(1) 資料の管理

地域警察活動によつて掌握した高齢者に関する実態については、おおむね次の事項に関し、独居高齢者等名簿に登載し、それを整理、管理し、管内の高齢者の実態を常に明らかにしておくこと。

ア 人定事項

イ 居住、生活等の実態に関する事項

ウ 扶養義務者、平素の介護者等及びこれらの者の連絡先と連絡方法に関する事項

エ 福祉関係機関・団体及びその担当者との連絡方法に関する事項

オ 民生委員、ボランティア等地域協力者に関する事項

カ 警察に対する要望・意見等に関する事項

キ 警察措置を必要とする事情、訪問活動の頻度等の必要とされる警察措置に関する事項

ク その他高齢者の保護に関し必要な事項

(2) 活動状況の管理

地域警察による保護活動等の実施状況を常に把握、分析し、これに基づく活動の管理を行うこと。

この場合において、高齢者に対する保護活動等が永続的に推進させるようにするため、地域警察活動の重点、高齢者に対する諸活動のうち優先度等を勘案し、活動の計画をたてること。

(3) 教養

高齢者に対する保護活動等の目的、重要性と地域警察の果たすべき役割等について認識を高めさせるとともに、事案別取扱要領、高齢者との対話要領、関係機関等との連携の在り方、活動上の留意事項等について、機会あるごとに具体的な教養を行い、その理解を深めさせるよう努めること。

(4) 適正な実績評価と賞揚の実施

高齢者に対する保護活動等は地道な活動であるだけに、地域警察官個々の活動実態を的確に把握し、適正な評価に努めるとともに、適時適切な賞揚を行い、活動に対する地域警察の意欲と高揚に努めること。

11 報告

独居高齢者等に関する統計等を暦年ごとに別記の様式1号から3号までに従つて作成し、その翌年1月31日までに一括して生活安全部地域課長あて報告すること。ただし、昭和63年分については、昭和63年7月1日から12月31日までの統計とする。

12 通達の廃止

「ひとり暮らしのお年寄り等に対する訪問指導連絡要綱の制定について」(昭和58年1月1日付け岩外勤発第1号)及び「独居老人等の保護取扱状況の報告について」(昭和61年1月21日付け岩外勤発第26号)並びに『「高齢者家庭訪問の日」の制定について』

(昭和61年12月23日付け岩外勤発第411号)は廃止する。

様式 1 号

独 居 高 齢 者 等 調 査 表

	独 居 高 齢 者 A		高 齢 者 世 帯 C		そ の 他 要 保 護 高 齢 者 E	合 計	
		う ち 要 保 護 高 齢 者 B		う ち 要 保 護 高 齢 者 世 帯 D		独 居 高 齢 者 等 A + C + E	う ち 要 保 護 高 齢 者 等 B + D + E
男							
女							
計							

注 1 人数を記入するものとする。

2 「独居高齢者」とは、年齢65歳以上の一人暮らしの高齢者をいう。

3 「高齢者世帯」とは、共に年齢65歳以上の夫婦、親子、兄弟姉妹、他人同士等の二人暮らしの世帯をいう。

4 「その他要保護高齢者」とは、独居高齢者、高齢者世帯には該当しないが、特に保護を行うことが必要と認められる高齢者をいう。

5 「要保護」とは、事件、事故の被害者となるおそれがある。

近隣に保護者がいないか、保護すべき者がいても保護能力意思がない。

等の理由から、受持ち警察官が警ら等の機会を利用して立ち寄る必要が認められることをいう。

様式 2 号

訪 問 活 動 状 況

対 象		独 居 高 齢 者		高 齢 者 世 帯		そ の 他 要 保 護 者 高 齢		合 計	
		対 象 数	訪 問 実 施 回 数	対 象 数	訪 問 実 施 回 数	対 象 数	訪 問 実 施 回 数	対 象 数	訪 問 実 施 回 数
所 管 区 別									
交 番	家 庭 へ の 訪 問								
	電 話 訪 問								
	小 計								
駐 在 所	家 庭 へ の 訪 問								
	電 話 訪 問								
	小 計								
そ の 他	家 庭 へ の 訪 問								
	電 話 訪 問								
	小 計								
合 計	家 庭 へ の 訪 問								
	電 話 訪 問								
	小 計								

- 注 1 「交番」には、署所在地を含むものとする。「その他」には、警ら用無線自動車勤務員、地域警察幹部等である。
 2 「家庭への訪問」とは、家庭への訪問のほか、職場等へ出向いて面談した場合も含む。
 3 「電話訪問」とは、電話により異常の有無、指導、助言等を行つた場合をいう。
 4 対象数の小計欄と様式 1 号に計上する数値とに矛盾が生じないように配慮すること。

主 な 保 護 活 動 等 事 例

<p>事 例</p>	
<p>概 要</p>	<p>六何の原則により簡潔にまとめること。</p> <p>取扱者については、所属、係、階級、氏名、年齢を明らかにしておくこと。</p> <p>例 警察署 交番 巡査 甲野 太郎（ 歳）</p> <p>被取扱者については、職業、氏名、年齢、性別を明らかにしておくこと。</p> <p>例 無職 乙野 二郎（75歳、男性）</p>
<p>反 響</p>	<p>当該活動事例の社会的反響について記載すること。 （新聞記事等があれば添付すること。）</p>
<p>備 考</p>	<p>上記以外に参考となる事項があれば、記載すること。</p>

注 取扱事例のうち、その主なものおおむね3事例について概要を簡記し、報告すること。